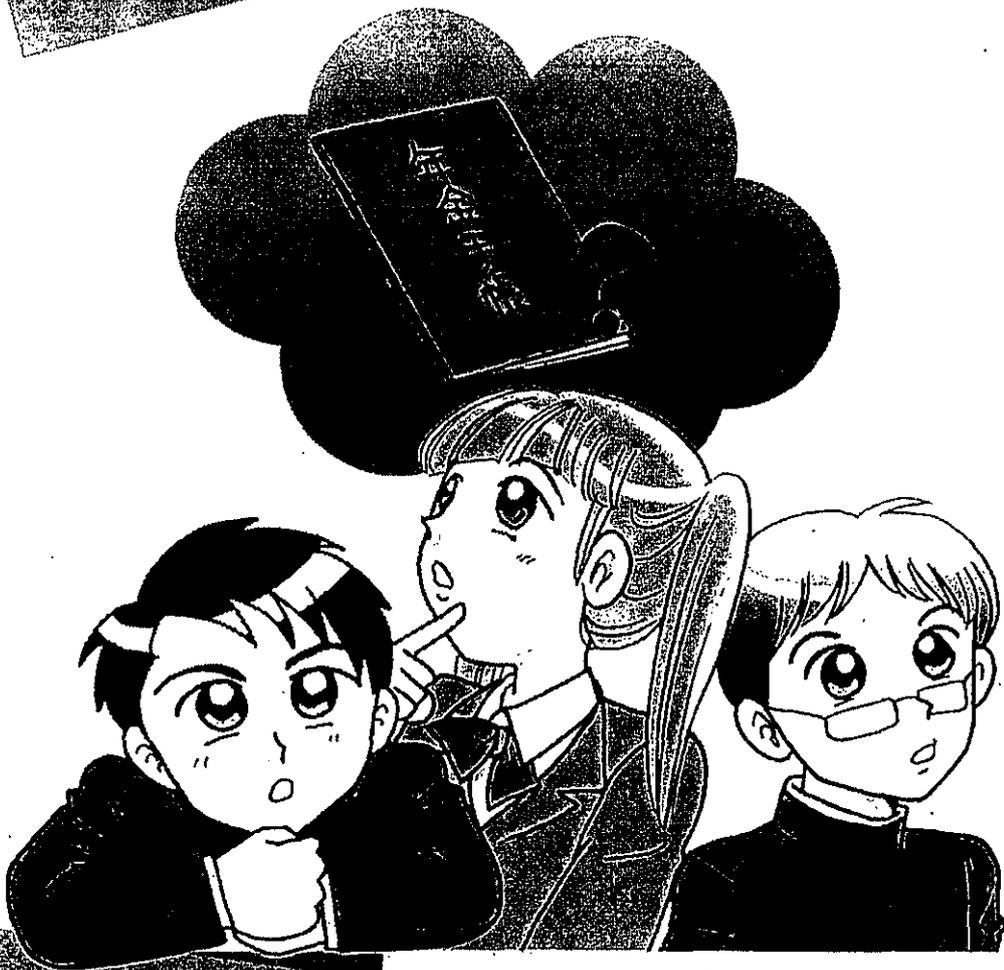


厚生労働省の取り組み例

- ①「年金教育」（旧社会保険庁）で使用していた教材例
- ②年金委員
- ③労働法学習教材（抜粋）
- ④子ども向けの厚生労働省の業務紹介教材

年金ってどんな制度?

～将来安心して暮らすために～



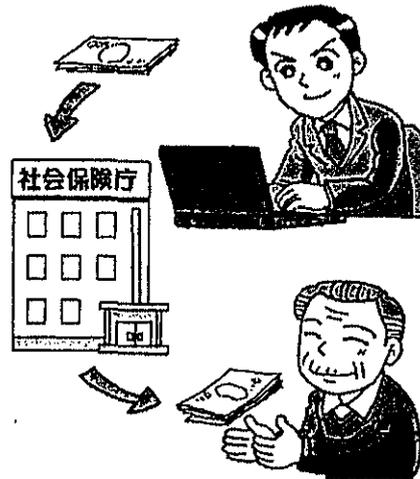
<http://www.sia.go.jp/>

社会保険庁

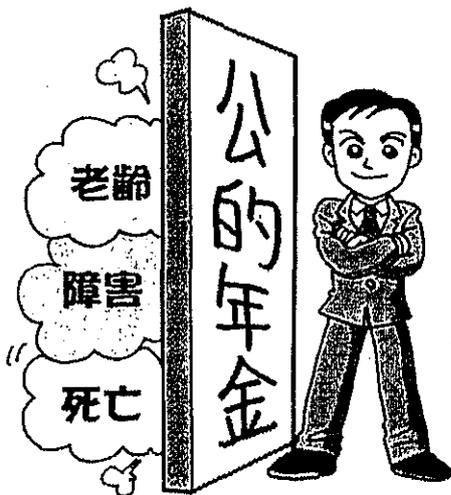
年金ってなんだろう？

年金とは、
働いている若い間にお金（保険料）を出し合って、
年をとったときにお金を受け取る
制度のことです。

年金は、
働いている世代みんなと一緒にあって、
引退した世代を支えようという考えで
作られたしくみです。



公的年金制度とは？



国が運営する年金のことを公的年金といいます。

公的年金とは、「老齢」「障害」「死亡」という

個人では避けられない3つのリスクに備え、

働けるうちにみんなで保険料を出し合い、

いざというときに生活を支えるしくみです。

公的年金の主なものに国民年金と厚生年金があります。

国民年金は日本に住むすべての人が加入する年金です。

厚生年金はサラリーマン等が加入する年金です。

MEMO

年金シミュレーション

登場人物紹介

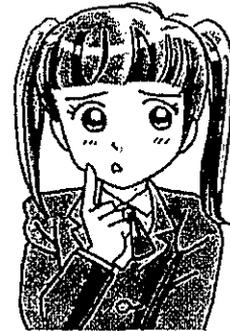


～自分で貯金派の太郎くん～

年金はどうせ65歳にならないと受け取れないから、入らなくていいや。保険料の分自分で貯金しよう！

～20歳からしっかり年金に加入派の次郎くん～

将来のことを考えて、20歳になったら年金に入ろう！



～年金初心者の花子さん～

まだまだ年金のことがわからないから、どうしたらいいのかわからないわ。

3年B組仲良し3人トリオの太郎くんと次郎くんと花子さんがいます。
太郎くんと次郎くんの老後資金の貯め方は正反対。
花子さんは、ある日校庭で、“もしもスコープ”を発見。
こっそり、太郎くんと次郎くんの将来を見えることにしました。



あら、太郎くんも次郎くんも結婚して子どもが1人いるわ。

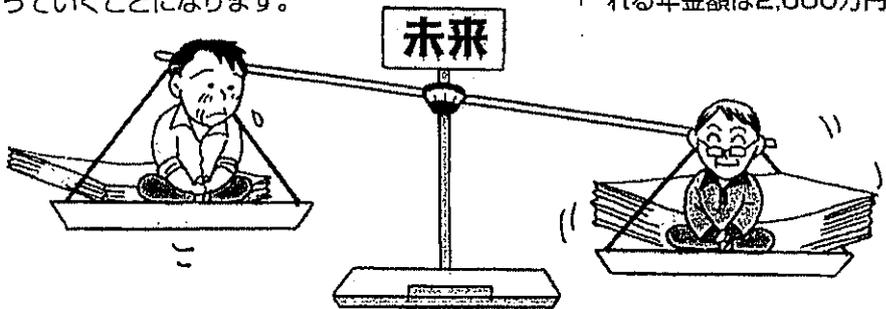
MEMO

その1

もしも平均寿命まで生きるとしたら

▼▼ 太郎くんの場合

国民年金の保険料と同じ額を貯金していたとすると、60歳までに、1,600万円（大まかな計算です）の貯金ができます。この中から生活費を払っていくことになります。



▼▼ 次郎くんの場合

国民年金の保険料を、60歳までに合計1,600万円（大まかな計算です）払うこととなりますが、平均寿命まで生きるとすると、それまでに受け取れる年金額は2,600万円（大まかな計算です）になります。つまり支払った保険料の約1.7倍の額の年金が受け取れるのです。もちろん平均寿命より長生きした場合でも、年金は一生受け取ることができるので安心です。

次郎くんが太郎くんの約1.7倍のお金を手にすることができる秘密は…

国民年金は年金額の2分の1を国が負担しています。
（平成21年度から。それまでは3分の1）
国民年金の支払に必要な費用のうち、2分の1が保険料、2分の1が税金で負担されています。

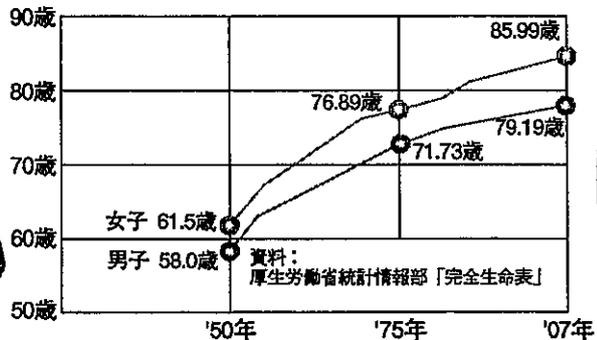
国民年金は生涯にわたって受け取ることができます。
国民年金は、どんなに長生きしても生涯にわたって年金を受け取ることができます。長生きしても安心な制度です。

平均寿命が伸び、
年々老後の期間が長くなっています。

平均寿命が伸びているということは、それだけ老後の期間が長くなっているわけだし、貯蓄では、将来の生活費のためにいくらためたらいいかわからないなあ。



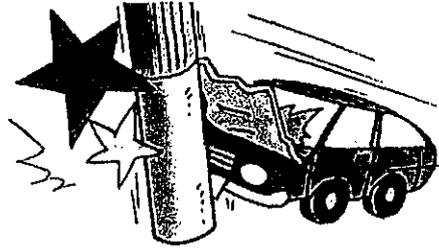
日本の平均寿命の伸び



その2

もしも病気やけがで障害が残ってしまったら

45歳になった太郎さんと次郎さんは、思いがけず、交通事故にあい、寝たきりになってしまいました。もちろん今までのように仕事をすることはできません。

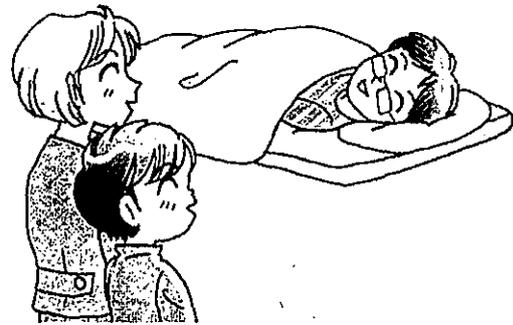


▼▼ 太郎さんの場合

働くことができなくなった太郎さん。年金に加入していなかったため、障害年金を受け取ることができません。20歳から25年蓄えておいた貯金は、介護の費用もかかり、みるみるうちに残りが少なくなってきています。とても老後のことを考えている余裕はありません。



▼▼ 次郎さんの場合



次郎さんは、年金に加入して保険料をきちんと納めていました。年金には“障害年金”があり、不慮の事故などで障害が残ったときにその後の一家の暮らしを守ってくれます。次郎さんのように寝たきりになってしまった場合、年額990,100円、また、次郎さんのように18歳未満の子どもが1人いる場合は、227,900円が加算されます。障害年金は老後も引き続き受け取ることができるので、老後も安心です。

MEMO

その3

もしも若くして亡くなってしまったら

45歳になった太郎さんと次郎さんは、不幸にも亡くなってしまいました。その後の残された家族の生活はどうなるのでしょうか？



▼▼ 太郎さんの家族

太郎さんが年金に加入していなかったため、太郎さんの家族は遺族年金を受け取ることができません。

太郎さんが老後のために蓄えた貯金を切り崩して生活しています。



▼▼ 次郎さんの家族

年金に加入して保険料をきちんと納めていた次郎さんの家族は、“遺族年金”を受け取ることができます。この年金は次郎さんの子どもが高校を卒業するまでの間受け取ることができます。年金額は、基本額792,100円+子の加算額227,900円で、合計1,020,000円です。



“もしもスコープ”でいろんな将来を見てみて、絶対年金に加入しようと思ったわ。もし結婚するとしたら次郎さんのほうがいいわ！

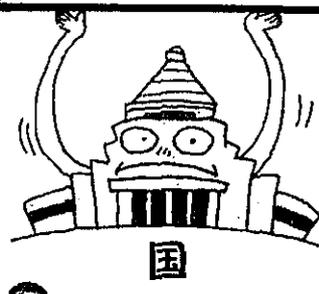


MEMO

年金は世代と世代の支えあい

公的年金制度は、現役で働く世代がお年寄りの世代の年金のお金を負担するという「世代と世代の支えあい」が基本になっています。年金のお金は、①お父さんやお母さん（現役で働いている世代）が働いて得た収入からの保険料、②みんなが納める税金でまかなわれています。

65歳以上人口（年金受給世代）
2.822万人（平成20年）



現役世代（20歳以上65歳未満）の支払う保険料
7.615万人（平成20年）

税金

かつての日本では、祖父母、父母、子どもたちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養することが一般的でした。しかし、核家族化が進み、兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を自分の子どもに頼ることが難しくなっています。

公的年金制度は、このような状況の中で、長い老後の生活を安心できるものにするため、社会全体で高齢者の生活を支えていく仕組みが必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度なのです。

MEMO

どうして年金が必要なんだろう

平均寿命が伸びています。

平均寿命が飛躍的に伸び、老後に必要となるお金が昔より大幅に増えています。

子どもの数が減っています。

家族の人数が減り、兄弟姉妹の数も少なくなっています。このため、昔のように家族の間で、高齢となった親の生活を支えることは難しくなってきました。

将来の暮らしの予測は困難です。

何十年か先にある老後の物価や資産価値を予測することは困難です。

また、個人個人にとって何歳まで生きられるのかはわかりません。

これらのことを考えると、自分たちの力だけで老後の生活設計を行うことには限界があります。

サラリーマン世帯が増えています。

自営業者（農業など）が多かった昔に比べ、現在はサラリーマン世帯が増加してきています。

サラリーマン世帯は、定年と同時に、収入がほぼなくなるため、老後の経済不安が深刻です。

公的年金制度がなかったら...



だから

社会全体で力をあわせて助け合うという「公的年金制度」の仕組みが必要不可欠です。

年金ものしり度チェック

では今のくらい年金の予備知識があるのか、チェックしてみましょう。次の、Q1～Q4の設問について、これだなと思う答えに○をつけてみましょう。

Q1

日本では、国民年金の保険料はいつから納めることになっていますか？

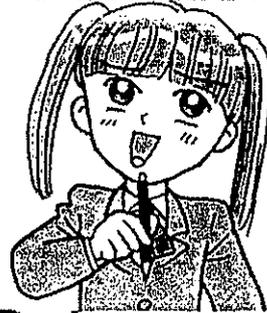
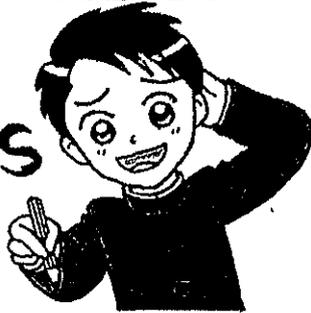
- A 20歳から
- B 就職したときから
- C 個人の判断でいつから納めるか決められることができる

Q2

年金には、年をとったときに受け取る年金のほかに大きく分けて何種類の年金があるでしょうか？

- A 0種類
- B 1種類
- C 2種類

Ques



tion

Q3

年をとったときに受け取る年金は何歳から受け取れることになっているでしょうか？

- A 50歳
- B 65歳
- C 75歳

Q4

現在、公的年金や恩給^(※)を受け取っているお年寄りの世帯の中で、公的年金や恩給のみで生活している人の割合はどのくらいだと思いますか？

- A 約15%
- B 約45%
- C 約60%

(※) 恩給とは、国が恩給法に基づいて支給する年金または一時金のことです。

MEMO

～答え～			
Q1	(A)	Q2	(C)
Q3	(B)	Q4	(C)

答えあわせ

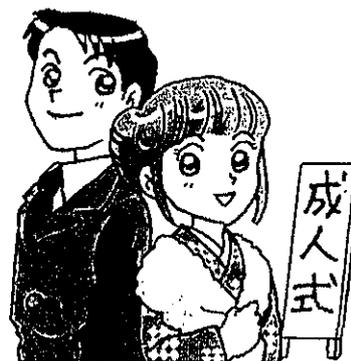
Q1

日本では、国民年金の保険料はいつから納めることになっていますか？

Answer (A) 20歳から

ポイント

日本に住むすべての人は、20歳から60歳になるまで国民年金に加入することになっています。国民年金の保険料額は、1ヵ月14,660円です(平成21年度の額。保険料は毎年度280円ずつ引き上げられ、平成29年度以降は16,900円に固定される予定です)。(C)の「個人の判断でいつから納めるか決めることができる」を選んだ人は要注意。保険料を納めた期間が25年に満たない場合には、年金を受け取ることができない場合があります。



20歳になったら…
 国民年金への加入手続きは、自動的に行われるものではありません。
 20歳になったら、市区町村の国民年金担当窓口で国民年金の加入の手続きを自分で行う必要があります。

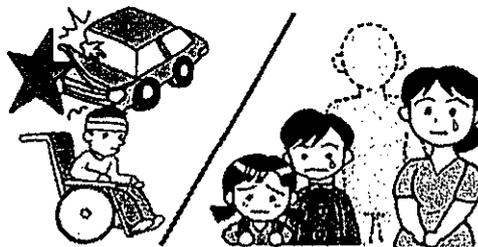
Q2

年金には、年をとったときに受け取る年金のほかに大きく分けて何種類の年金があるでしょうか？

Answer (C) 2種類

ポイント

国民年金は、老後だけでなく、病気や事故で障害が残ったときや、お父さんやお母さんを失ったときなど、万が一のときも生活を支えてくれます。



老齢年金以外の年金 (5～6ページ参照)
 ○障害年金…病気や事故で障害が残ったとき、障害の程度に応じて受け取ることができます。
 ○遺族年金…働いているお父さんやお母さんを失ったとき、残された家族が受け取ることができます。

Q3

年をとったときに受け取る年金は何歳から受け取れることになっているのでしょうか？

Answer (B) 65歳から

ポイント

“老齢基礎年金”は65歳から受け取れることになっています。

老齢基礎年金はいくら受け取れるの？

きちんと、20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合、月に66,008円の老齢基礎年金が受け取れます。保険料を納めた期間が短いと年金の額は減額され、その期間が25年に満たない場合は、年金を受け取ることができない場合があります（受け取れる月額が平成21年度の額です）。

40年間
納めたら



月に
66,008円



Q4

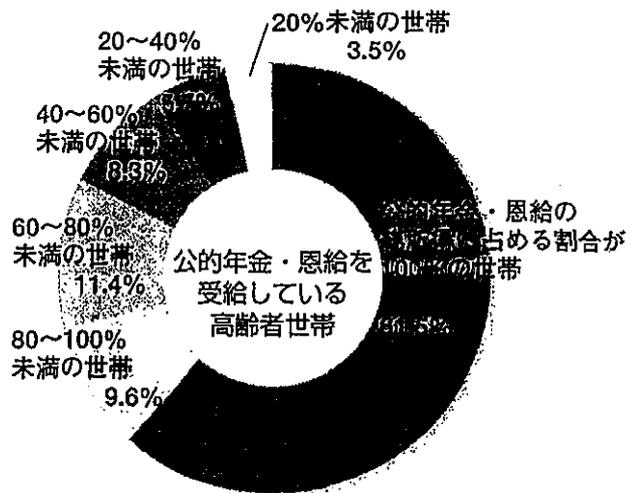
現在、公的年金や恩給を受け取っているお年寄りの世帯の中で、公的年金や恩給のみで生活している人の割合はどのくらいだと思いますか？

Answer (C) 約60%

ポイント

右の図を見てわかるように、公的年金や恩給を受け取っている高齢者世帯のうち、公的年金や恩給だけで暮らしている世帯が61.5%もあります。

このように年金は、高齢者の生活にとって大きな役割を果たしていて、「老後生活の経済的な柱」となっています。



資料：厚生労働省「平成19年国民生活基礎調査の概況」

MEMO

これからの社会と年金

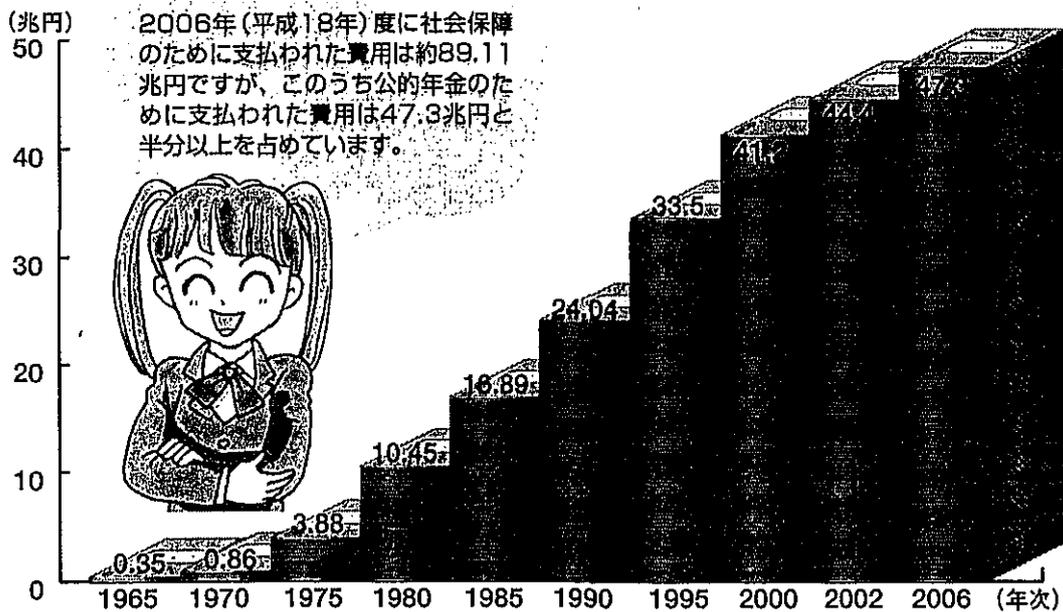
あと少しで超高齢化社会になる！？

平成26年には国民の4分の1が高齢者という「超高齢社会」を迎えるといわれています。

下のグラフを見て分かるように、年金の給付費は年々増加しています。老後を社会全体で支える公的年金の意義と役割はますます重要になってきています。

「超高齢社会」をどう乗り切るかということは、若いみなさんも含めたすべての人の課題となっています。

年金給付費の推移



世代と世代の支えあいでも成り立っている年金制度をしっかりと理解して、社会全体で協力していくことが、今後ますます必要となってきます。日本に住むみんなが制度に参加することで、私たちが安心して老後を暮らせるようになります。

社会保険庁

〒100-8945

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

電話 03-5253-1111 (代表) 社会保険庁ホームページ <http://www.sla.go.jp/>

平成21年7月

R100

高齢化対策100年再生基金

年金委員について

1 年金委員について

- 年金委員は、日本年金機構法第 30 条に基づき厚生労働大臣が委嘱する。

※1 日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号） 抄
（年金委員）

第三十条 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。

※2 地方厚生局長又は地方厚生支局長は、日本年金機構が推薦する者のうちから、年金委員の区分に応じ、次の要件に該当するものを年金委員に委嘱する。

①職域型

現に適用事業所において被用者年金に関する事務を担当し、当該事務について一定期間の経験を有する者

②地域型

地域の事情に精通し、社会的信望が厚く、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者

- 年金委員は政府管掌年金事業の適用・給付・保険料などについて、会社や地域において積極的に啓発、相談、助言などの活動を行う。
- 活動区分により「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に厚生年金保険の適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動する。
- ボランティアの委員であり報酬は支払っていない。

2 その他

社会保険委員及び国民年金委員について、平成 22 年 1 月以降、ご本人のご了解を得られた方は、引き続き年金委員として改めて委嘱している。

※ 社会保険委員及び国民年金委員は、社会保険庁長官が委嘱していた年金委員と同様のボランティアの委員。

（参考）年金委員数（平成 23 年 3 月末時点）

- ① 「職域型」年金委員… 127,852 人
- ② 「地域型」年金委員… 6,300 人

【参照条文】

○日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号） 抄

（年金委員）

第三十条 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者として機構が推薦する者のうちから、年金委員を委嘱することができる。

- 2 年金委員は、厚生労働大臣及び機構による政府管掌年金事業の運営に協力して、政府管掌年金事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに政府管掌年金事業に関する事項につき被保険者又は受給権者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。
- 3 厚生年金保険の適用事業所の事業主は、機構に対し、当該事業所に使用される者の中から、年金委員にふさわしい者を推薦することができる。
- 4 年金委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。年金委員でなくなった後においても、同様とする。
- 5 年金委員は、その職務に関して、国から報酬を受けない。
- 6 年金委員は、国の予算の範囲内において、その職務を遂行するために要する費用の支給を受けることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、年金委員に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○日本年金機構の業務運営に関する省令（平成 21 年厚生労働省令第 165 号） 抄

（年金委員の推薦）

第四条 法第三十条第一項の規定による年金委員の推薦は、機構が年金委員候補者名簿を作成し、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（権限の委任）

第十一条 法第五十六条第一項の規定により、法第三十条第一項及び第四十八条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

- 2 法第五十六条第二項の規定により、前項に規定する権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

【参考】

○日本年金機構中期目標 ～ 抜粋 ～

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(4) 相談、情報提供等に関する事項

- 市町村や社会保険労務士との連携強化を図り、年金相談の充実に努めること。また、年金委員をはじめとする市民との連携協力に努めること。

○日本年金機構中期計画 ～ 抜粋 ～

II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

4. 相談、情報提供等に関する事項

(1) 年金相談の充実

- オ 年金委員をはじめとする市民との連携協力を行い、相談体制の拡充を図る。

○日本年金機構 平成23年度年度計画 ～ 抜粋 ～

4. 相談、情報提供等に関する事項

(2) 分かりやすい情報提供の推進

① 社会保険事業の効果的な周知活動

- ウ 年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解を推進する。特に、年金委員に対しては、地域や職域における制度や手続きの周知、年金記録確認の呼びかけ等についての協力を得るため、研修やHPを通じた情報提供等の支援を行う。

○日本年金機構 平成23年度広報実施計画 ～ 抜粋 ～

II. 年金広報に関する現状と広報活動の重点事項

1. 主な広報対象者

- (2) 一方で、市町村担当者、年金委員や社会保険労務士など、年金事業運営に関わる多岐多方面にわたる関係者、およびマスコミ等を意識した積極的な情報提供等に重点をおいた広報活動も求められる。

IV. 関係機関との連携

- 7. 年金委員、社会保険労務士等との連携

知って役立つ労働法

働くときに必要な基礎知識

目次

はじめに

第1章 労働法について

- ・ 1 労働法とはなんだろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 2 労働法の役割とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 3 労働組合とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - コラム1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）・・・・・・・・ 4

第2章 働き始める前に

- ・ 1 労働契約を結ぶとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・ 2 就業規則を知っていますか・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ 3 安心して働くための各種保険と年金制度・・・・・・・・ 7
 - コラム2 ハローワークではどのようなサービスが受けられるか・・・・・・・・ 10
 - コラム3 新卒者の採用内定の取消しについて・・・・・・・・ 11
 - コラム4 障害者の雇用について・・・・・・・・ 12

第3章 働くときのルール

- ・ 1 労働条件が違っていたら・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・ 2 賃金についてのきまり・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ 3 労働時間と休憩・休日についてのきまり・・・・・・・・ 16
- ・ 4 安全で快適な職場環境のために・・・・・・・・ 19
- ・ 5 男女がいきいきと働くために・・・・・・・・ 20
 - コラム5 ポジティブ・アクション・・・・・・・・ 23
 - コラム6 働くみなさんが守るべきルール・・・・・・・・ 24

第4章 仕事を辞めるとき、辞めさせられるとき

- ・ 1 会社を辞めるには（退職）・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 2 会社を辞めさせられるとは（解雇）・・・・・・・・ 25
- ・ 3 会社が倒産したら・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

- ・ 4 失業給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ・ 5 職業訓練、訓練期間中の生活保障・・・・・・・・ 28

第5章 多様な働き方

- ・ 1 派遣労働者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ・ 2 契約社員（有期労働契約）・・・・・・・・・・ 30
- ・ 3 パートタイム労働者・・・・・・・・・・ 30
- ・ 4 業務委託（請負）契約・・・・・・・・・・ 31

働く人のための相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

- ◇ 総合労働相談コーナー
- ◇ 公共職業安定所（ハローワーク）
- ◇ 労働基準監督署
- ◇ 日本司法支援センター（法テラス）

※このテキストでは、一部名称の長い法律については、略称で記載しています。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

→（男女雇用機会均等法）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

→（育児・介護休業法）

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

→（パートタイム労働法）

知って役立つ労働法

働くときに必要な基礎知識

はじめに

このテキストは、みなさんがこれから就職をし、働く際に知っておきたい労働法に関する基本的な知識について、わかりやすくまとめています。ここに書かれていることは全てではありませんが、働いていく上でいざというときに役立つ知識ですので、困ったときはぜひ読み返してみてください。また、テキストの最後の部分では、困った際の相談先を紹介していますので、ご利用下さい。

第1章 労働法について

1 労働法とはなんだろう

労働法といっても、「労働法」という名前がついた一つの法律があるわけではありません。労働問題に関するたくさん法律をひとまとめにして労働法と呼んでいます。その中には、労働基準法や労働組合法をはじめ、男女雇用機会均等法、最低賃金法といった様々な法律が含まれています。このテキストではそういった様々な法律で決められている約束事を紹介しています。

2 労働法の役割とは

みなさんが会社に就職しようとする場合、みなさん(働く人、労働者)と会社(雇う人、使用者、事業主)との間で、「働きます」「雇います」という約束＝労働契約が結ばれます。どういう条件で働くかといった契約内容も労働者と使用者の合意で決めるのが基本です。

だからといって、この契約を全く自由に結んでよいとしてしまったらどうなるでしょうか。

労働者はどこかに雇ってもらって給料をもらわなければ、生計を立てていくことができません。したがって、雇ってもらうためには、給料や働く時間に不満があっても、会社の提示した条件どおりに契約を結ばなければいけないかもしれません。また、もっと高い給料で働きたいと言って、会社と交渉しようとしても、「ほかにも働きたい人はいるから、嫌なら働かなく

ていい」と会社に言われてしまえば、結局会社の一方的な条件に従わなければいけなくなることもあるでしょう。

このように、全くの自由にしてしまうと、実際には立場の弱い労働者にとって、低賃金や長時間など劣悪な労働条件のついた、不利な契約内容となってしまうかもしれません。そうしたことにならないよう、労働者を保護するために労働法は定められています。労働法について知識をつけておくことが、みなさん自身の権利を守ることに繋がります。

なお、労働法の保護を受ける「労働者」には、雇われて働いている人はみんな含まれますので、正社員だけでなく、パートやアルバイトでも「労働者」として労働法の適用を受けます。

3 労働組合とは

労働組合とは、「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持・改善や経済的地位の向上を目的として組織する団体」、すなわち、労働者が自分たちの手で自分たちの権利も守るために作る団体です。

休みも十分にとれずに低賃金で働いている状況をなんとかしたくても、労働者ひとりで会社相手に改善を要求・実現していくことは、簡単なことではありません。要求しても、「君の代わりはいくらでもいるから、嫌なら辞めてくれていいよ」と会社に言われてしまったらそれで終わり、ということにもなりかねないからです。そこで、労働者が集団となることで、労働者が使用者(会社)と対等な立場で交渉できるよう、日本国憲法では、

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①労働者が労働組合を結成する権利（団結権）②労働者が使用者（会社）と団体交渉する権利（団体交渉権）③労働者が要求実現のために団体で行動する権利（団体行動権（争議権）） |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

の労働三権を保障しています(日本国憲法第 28 条)。そして、この権利を具体的に保障するため、労働組合法が定められており、使用者は正当な理由がないのに、団体交渉を行うことを拒否してはいけないとされています。

また、労働組合法は、会社が、労働組合に入らないことを雇用の条件としたり、労働者の正当な組合活動を理由に解雇や不利益な取扱い(給料の引き下げ、嫌がらせなど)をすることなどを不当労働行為として禁止しています。このような不当労働行為を受けたときは、労働組合側は労働委員会に救済を求めることができます。

もう一步進んで

労働委員会

不当労働行為や、ストライキ等の労働争議といった労使(労働者(労働組合)と使用者)の紛争は、労使当事者だけでなく、社会一般にも大きな損失をもたらすこともあるので、その発生をできるだけ防止し、早期に円満解決することが望ましいといえます。

労使紛争は労使当事者が自主的に解決することが望ましいのですが、実際には労使当事者だけでは解決しないことがあります。そこで、このような労使紛争の解決に当たる公平な第三者機関として、労働委員会が設けられています。

労働委員会は、公益・労働者・使用者のそれぞれを代表する委員からなる三者構成の委員会であり、各都道府県の機関として都道府県ごとに「都道府県労働委員会」、国の機関としては「中央労働委員会」が設けられています。

労働委員会では、当事者からの申請を受けて、不当労働行為があった場合に救済命令を発したり、労働争議を解決するため「あっせん、調停及び仲裁」の3種の調整を行っています。そのほか、労働者個人と使用者の間での労働条件など労働問題に関する争いを解決するためのあっせん等も行っています。

もう一步進んで

労働協約

団体交渉によって労働組合と会社の意見が一致し、それを書面にしたものを労働協約といいます。会社が、労働協約に定められた労働条件や労働者の待遇に反する内容の労働契約や会社の規則を定めようとしても、その部分は無効となり、労働協約の基準によることになるので、労働者が団体交渉によって勝ち取った条件が守られることとなります。

コラム1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。しかし、同時に家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も、暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかしながら、現実の社会は、安定した仕事に就けず経済的に自立できなかったり、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害してしまう、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

これらが、働く人々の将来への不安や、豊かさが実感できないことの大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっているとと言えます。それを解決する取組みが、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。仕事と生活の調和の実現には、国、企業、そして働く人々自身の取組みが不可欠です。

仕事と共に個人個人の生活を充実させるため、効率よく仕事をする、業務の状況を見て、早く帰れそうなときは早く帰る、趣味の時間を持つなどの取組みが大切です。

厚生労働省って どんなところ?

しょうご先生

じゅんごくん

せいりちゃん

るーくん

厚生労働省は
みんなの生活に
ふかーくかかわる

子育て

障がい者

薬

年金

介護

就職

など
など

食品

健康

保険

職場の
安全

いろんな
仕事をして
いるのよ!

さあ
みんなの質問に
先生がわかりやすく
答えていくわ!



厚生労働省の仕事について 聞いてみよう!

Q 日本では、1年間で何人くらいの赤ちゃんが生まれているのですか？ また、一人の女の人が一生の間に産む赤ちゃんの数はどのくらいですか？



A 2009年に全国で生まれた赤ちゃんの数は、107万35人！ 一人の女の人が一生の間に産む赤ちゃんの数は、平均して一人あたり1.37人(※2009年と状況が変わらぬ場合)よ！

A 妊婦健診への補助や、出産したときに一時金をもらえる制度などがあるわ！ このほかにも、子ども手当など、出産・育児に対していろいろ支援を行っているのよ！



Q 子どもを産んだり、育てたりすることに、どんな支援制度があるの？

A メタボというのは「メタボリックシンドローム」の略称で、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち2つ以上をあわせもった状態のことよ！ メタボリックシンドロームは、動脈硬化を引き起こし、心臓病や脳卒中といった命に関わる病気になる可能性が急激に高まるので、とっても危険なのよ！



Q メタボって何ですか？



Q 希望した子どもは、みんな保育所に入ることができるのですか？

Q 最近では、学校を卒業しても就職できない人が多いそうですが、どんな対策をしているのですか？

A 学校を卒業しても就職できなかった人たちが無料で職業訓練を受けられるようにしたり、雇い入れた企業に助成金を出したりと、みんなが就職できるようにいろいろな支援を行っているのよ！



Q 仕事をしているときにケガをした場合、治療費を支払う必要があるの？

A 仕事の原因でケガをしたときは、労災保険という保険から治療費が出るので、万一の時にもお金の心配をすることなく、無料でお医者さんに診てもらうことができるのよ！



A 人の健康を損なわないように、食品に使用される添加物等の基準を決めたり、食中毒を防ぐために保健所を通じて食品製造施設や飲食店を指導したり、検査所での輸入食品の安全性のチェックや、相手国の調査を行っているのよ！

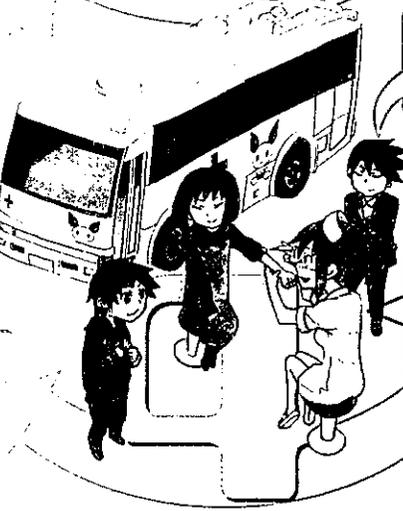


Q 食品の安全を守るためにどんなことをしているの？

A いま、全国には、保育所に入りたくいけれども空きがなくて待っている子ども（待機児童）がたくさんいるの！ そのために、全国に保育所を整備したりしているわ！

Q 献血はなんのために必要なのですか？

A 病気やケガで体の中の血液が少なくなった患者さんの命を救うために、みんなから血液を集めて使っているの！ だけど、血液にも寿命があるのよ。だから、みんなに継続して献血に協力してほしいの！



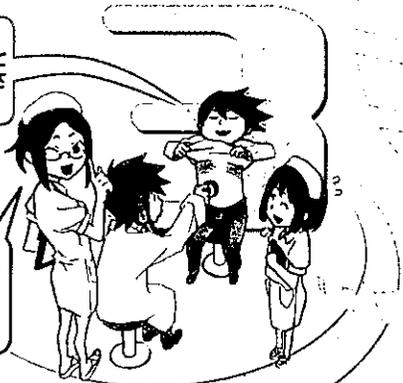
Q 「年金」って何ですか？ どんな仕組みなの？

A 年金は、お年寄りや障がいのある人、家族を亡くした人の生活を、社会全体で支えるための仕組みよ！ みんなも、働き始めたり、20歳になったときには年金の支え合いの輪に入るのよ！



Q 病院で診てもらったときには、お金がたくさんいるのですか？

A 日本に住んでいる人はみんな、医療保険に加入しているの！ 毎月、保険料を支払って、病院などにかかった場合に保険から費用を出しているわ！



Q 「男女雇用機会均等法」って
 どういう法律ですか？

A 例えば企業の中で、女性の社員が少なかったり、女性管理職の数が少ないなど、女性の能力が十分に発揮されていないときに、採用数や管理職の数を増やしたりして、女性の活躍を進めるための取り組みのことよ！

A 性別による差別や、妊娠・出産による解雇などを禁止する法律よ！「女性だから」「男性だから」と固定的に考えずに、幅広く職業を考えていきましょう！

Q 「ポジティブ・アクション」って
 なんです？

はあーい!

これで説明は
 おしまいたが
 いらー!

厚生労働省

ひと、くらし、
 みらいのために

<http://www.mhlw.go.jp/>

<http://twitter.com/MHLWitter>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
 中央合同庁舎 5号館 代表 03-5253-1111

